

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年3月28日
【事業年度】	第35期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社シノプス
【英訳名】	sinops Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 南谷 洋志
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号東京建物梅田ビル5階
【電話番号】	(06)6341-1225(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部管掌取締役 島井 幸太郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号東京建物梅田ビル5階
【電話番号】	(06)6341-1225(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部管掌取締役 島井 幸太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高	(千円)	838,397	914,499	1,081,000	909,828	1,201,955
経常利益	(千円)	150,348	214,783	301,082	11,823	156,421
当期純利益	(千円)	108,201	129,499	192,735	8,036	101,299
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	70,885	334,373	405,096	413,811	420,763
発行済株式総数	(株)	4,962	1,152,400	6,030,000	6,107,000	6,173,000
純資産額	(千円)	319,225	980,065	1,308,735	1,329,308	1,440,657
総資産額	(千円)	602,111	1,246,885	1,568,037	1,718,934	1,990,613
1株当たり純資産額	(円)	61.55	166.94	214.92	216.38	232.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	21.84	26.02	32.16	1.32	16.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	24.77	31.07	1.29	16.20
自己資本比率	(%)	50.73	77.14	82.65	76.87	72.16
自己資本利益率	(%)	43.33	20.44	17.07	0.61	7.35
株価収益率	(倍)	-	55.42	109.00	1,162.90	68.02
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	92,909	147,691	14,746	224,821	464,795
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	54,108	52,092	104,084	135,669	92,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	17,008	504,225	104,872	191,543	24,150
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	210,704	810,529	796,570	1,077,266	1,425,541
従業員数	(人)	50	60	70	74	81
株主総利回り	(%)	-	-	243.1	106.4	77.7
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(-)	(-)	(118.1)	(126.8)	(143.0)
最高株価	(円)	-	9,730	4,250 (21,250)	3,440	2,120
最低株価	(円)	-	7,020	1,274 (6,370)	1,073	1,060

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第31期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

7. 当社は、2018年12月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第32期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
8. 第31期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の100分の10未満であるため、記載しておりません。
10. 第31期及び第32期の「株主総利回り」については、第30期及び第31期が非上場であるため記載しておりません。また第33期、第34期及び第35期の「株主総利回り」については、第32期の事業年度末の株価を分母として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価については東京証券取引所マザーズ市場によるものであります。なお、2018年12月25日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
12. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第33期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

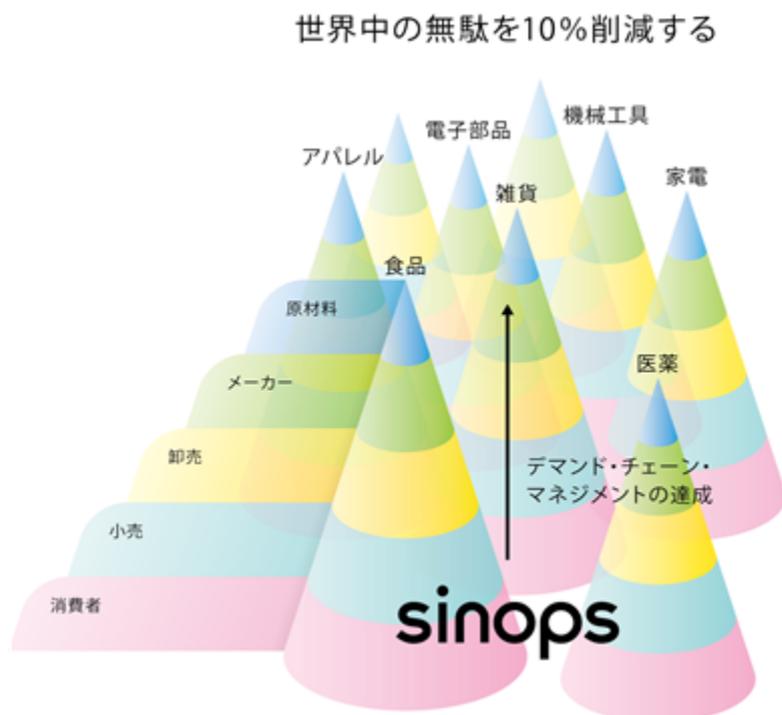
2【沿革】

年月	変遷
1987年10月	画像処理装置の生産・販売を目的として、大阪府大阪市淀川区に株式会社リンク設立
1995年10月	本社を大阪府大阪市中央区谷町に移転
1996年10月	物流最適化システム「S-PLAN21」販売開始
1997年10月	卸売業向け在庫最適化システム「Zaiko-21」販売開始
1998年10月	物流センター内ロケーション最適化システム「棚口ケ-21」販売開始
2001年4月	本社を大阪府大阪市中央区南新町に移転
2004年4月	通販業向け自動発注支援システム「Zaiko-WEB」販売開始
2006年3月	小売業向け自動発注システム「sinops-R4」販売開始
2006年12月	卸売業向けキャッシュ・フロー最適化システム「sinops-W4」販売開始
2009年10月	日配食品に対応した自動発注システム「sinops-R5」販売開始
2010年11月	「sinops(シノプス)」商標登録
2011年10月	棚割メンテナンスアプリ「sinops-Pad」販売開始
2012年12月	本社を大阪府大阪市北区梅田に移転
2013年10月	発注端末アプリ「sinops-GOT」販売開始
2013年10月	品揃最適化システム「sinops-MD」販売開始
2016年5月	賞味期限チェックアプリ「sinops-Dcont」販売開始
2017年4月	需要予測型自動発注システム「sinops-R6」販売開始
2017年7月	「sinopsロゴ」商標登録
2017年10月	東京都千代田区に東京営業所開設
2018年1月	コンビニ向け発注数自動追加システム「E01」の特許取得
2018年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2019年4月	社名を「株式会社シノプス」に変更
2019年11月	ワンストップ自動発注サービス「sinops-BP0」サービス開始
2020年5月	緊急時自動発注サービス「sinops-BCP」サービス開始
2020年6月	クラウドサービス「sinops-CLOUD」サービス開始
2020年10月	東京都の「ICT等を活用した食品ロス削減事業」公募に採択
2021年7月	「中食・惣菜向け需要予測・自動発注ロジック」の特許取得
2022年1月	伊藤忠商事株式会社と業務提携契約締結

3【事業の内容】

当社は「われわれは在庫に関わる"人"、"もの"、"金"、"時間"、"情報"を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献する。」を基本理念とし、在庫を抱える流通業の発展と活性化に貢献するサービスを提供する事業運営を行っております。その実現のために「世界中の無駄を10%削減する」をビジョンに掲げ、需要情報を需要起点で小売業・卸売業・製造業の流通三層に一気通貫で連携するデマンド・チェーン・マネジメント（以下「DCM」という）（ 1 ）構築を経営戦略の柱としております。このDCMを実現するために、当社は流通業向けAIサービス「sinops（シノプス）」シリーズを提供しております。

「sinopsシリーズ」の事業領域



なお、当社の事業は「sinops事業」の単一セグメントであり、「sinopsシリーズ」をクラウド型で提供するクラウドサービス、「sinopsシリーズ」を一括販売型で提供するパッケージ販売、「sinops」の導入効果を最大化するためのシステム構築及び運用構築を支援する導入支援サービス、「sinops」の日常運用を支援するサポートサービスの4つのサービスを軸に事業を展開しております。また、当社には、エンドユーザーに対する直接販売及び販売パートナーによる販売の2種類の販売形態があります。



1 デマンド・チェーン・マネジメント

需要側（消費者等）から得られる情報を基点として商品開発、生産・供給計画、流通、販売体制等を統合的に編成する情報管理システムのことで、具体的には、POSデータ等の情報をもとに需要予測を行い、生産管理や在庫管理を最適化することを目指すシステムです。

(1) クラウドサービス

クラウドサービスは、「sinops-CLOUD」の利用料及びサポートサービスが含まれております。「sinops-CLOUD」は、基本機能である「リアルタイム在庫」を中心に需要予測・自動発注・店舗オペレーション改善に関する機能を展開しており、ユーザーは必要な機能を1機能・1カテゴリ・1店舗から利用開始できます。ユーザーとしては、初期費用を抑えたいうえでスピーディに利用開始できるため、短期間で導入効果を得られます。「sinops」の導入効果は、発注時間の削減、欠品率の削減、値引・廃棄ロスの削減、在庫金額の削減といった4つの指標を設定しており、ユーザーが導入効果を実感できるサービスとなっております。

(2) パッケージ販売

当社のパッケージ販売は、小売業向け需要予測・自動発注システム「sinops-R6」を中心に、品揃え計画・棚割計画・棚割メンテナンス・発注端末・本部送り込み支援・賞味期限管理等の機能が統合されたソフトウェアパッケージ群を一括販売型で提供しております。また、卸売業向けキャッシュ・フロー最適化システム「sinops-W」、製造業向け中長期需要予測システム「sinops-M」といったように、流通三層それぞれに適したパッケージ製品を展開しております。当社のパッケージ販売の特徴は、他社事例を参考にした費用対効果の提示ではなく、顧客の実データを利用したシミュレーション結果に基づきsinops導入の費用対効果を具体的な金額で提示することにあります。

(3) 導入支援サービス

導入支援サービスは、「sinopsシリーズ」を導入する企業に対して、基幹システムとのデータ連携、本部・店舗・拠点での運用構築支援及びインターフェイスなどのカスタマイズ開発のサービスを提供しております。当社の導入支援サービスの特徴としては、ただシステムを連携するのではなく、導入企業が「sinops」の導入効果を高めるための支援を行うことにあります。また、クラウドサービスもしくはパッケージ販売した企業には、必ず導入支援サービスを提供し、導入企業が「sinopsシリーズ」の導入効果を出すことを最重要視しております。

(4) サポートサービス

サポートサービスは、「sinopsシリーズ」の導入支援サービスが完了した企業に対して、日々の問い合わせ対応、稼働・運用状況の監視、障害発生時のリカバリ作業及びKPIの維持・向上サービスを提供しております。

製・商品及びサービスの特徴

(1) 「sinopsサービス」をクラウド型で提供する「sinops-CLOUD」

「sinops-CLOUD」は、需要予測・自動発注サービスのノウハウを、1機能・1カテゴリ・1店舗から利用できるクラウド型流通業向けAIサービスです。クラウド型でサービスを提供し、ユーザーは必要な機能だけを利用することができます。



(2) 需要予測型自動発注システム「sinops-R6」

「sinops-R6」はエキスパート法によるAI機能（ 2 ）を搭載した小売業向け需要予測・自動発注システムです。特に牛乳・卵・豆腐・袋麺などの日配食品や、惣菜、パンなど、賞味期限が短く、かつ、週に何度かのチラシ特売により価格も頻繁に変わるカテゴリへの自動発注における実績が多くあります。例えば、ある牛乳を50円引きで特売すると何割販売数が増えるのかの予測はもちろん、代わりに日頃最もよく売れている牛乳がその影響を受け何割販売数が減るのかというカニバリゼーション（共食い状態）を正確に予測する必要があります。カニバリゼーションを考慮しなければ、余った商品に値引きシールを貼って販売せざるをえなくなり、その作業の無駄と値引きによる損失が発生してしまいます。さらに悪化し、廃棄するとその損失は収益に大きな影響を与えることになります。

「sinops-R6」は過去のデータから商品ごとに販売価格別に数量PI（1,000人あたりの販売数）を自動計算するのみならず、影響を受けるライバル商品の数量PIも合わせて計算し必要に応じて発注数を抑制しますので、欠品による機会ロスのみならず、値引きロスや廃棄ロスをも合わせて改善することができます。



2 エキスパート法によるAI機能

エキスパート法とは、専門知識のない人あるいは初心者でも専門家と同じレベルの問題解決が可能となるよう、その領域の専門知識をもとに動作するコンピュータシステムのことです。システムは専門家のかわりに特定の分野に特化した知識をもとに推論を行い、専門家のようにアドバイスや診断を行います。

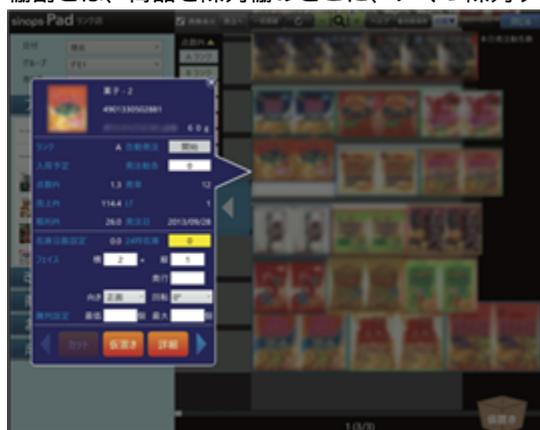
(3) 店舗での発注業務をタブレット1つで完結「sinops-Pad/GOT」

「sinops-Pad」は、iPad/Windowsタブレット上で棚割（ 3 ）を修正できるシステムであり、従来の棚割システムでは非常に面倒だった棚割修正をタブレット上で直感的に操作できるシステムです。その結果、棚割データが現場と一致しやすくなり、最適発注を継続するための重要な要素である棚割情報を正確に把握できるようになります。

また、「sinops-GOT」はiPad/Windowsタブレットを発注端末として利用できるシステムであり、「sinops-Pad」とセットで利用することで店舗の発注関連業務をワンストップで解決できます。

3 棚割

棚割とは、商品を陳列棚のどこに、いくつ陳列するかを計画することをいいます。



「sinops-Pad画面」

No.	品名	単位	数量	単価	小計	特売	在庫	発注
1	490209020557	140g	1430	11.9	1711	0	0	0
2	4901001316487	4.2g	1430	14.1	936	0	0	0
3	4902388054036	1.20g	1430	15.5	954	0	0	2
4	4902090201113	1.34g	1430	26.3	949	0	0	1
5	49180732	1.30g	1430	4.7	1768	0	50	1768

「sinops-GOT画面」

「sinopsシリーズ」について

対象	製品名	概要	内容	提供価値
小 売 業	sinops-CLOUD (4)	クラウドサービス	「sinopsサービス」をクラウド型で提供するサービスです。リアルタイム在庫を基本機能として、日配・惣菜向けの自動発注システムやAI値引きサービス等を提供しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動化による人手不足解消 ・値引き、廃棄ロス削減による利益向上 ・機会ロス削減による売上向上 ・在庫削減によるキャッシュ・フロー改善
	sinops-R	自動発注システム	「sinopsサービス」を小売業向けにパッケージ販売型で提供するサービスです。販売実績・価格・売り方・天候などの様々な要素から需要を予測し、最適発注を実現します。日配食品からグロスリ・雑貨まで幅広いカテゴリーの需要予測・自動発注が可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動化による人手不足解消 ・値引き、廃棄ロス削減による利益向上 ・機会ロス削減による売上向上 ・在庫削減によるキャッシュ・フロー改善
	sinops-Pad	棚割メンテナンスアプリ	iPad/Windowsタブレット上で棚割を修正できるシステムです。従来の棚割システムでは非常に面倒だった棚割修正がタブレット上で直感的に操作でき、本当の棚割状況を本部で確認できるようになります。	<ul style="list-style-type: none"> ・棚割修正作業の効率化 ・発注端末費用の削減 ・店舗との棚割ギャップ解消
	sinops-GOT	発注端末アプリ	iPad/Windowsタブレットを発注端末として利用できるシステムです。sinops-Padとセットで利用することで、小売業の発注関連作業をワンストップで解決できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注端末費用の削減 ・発注作業の効率化
	sinops-Dcont	賞味期限チェックアプリ	短時間で実施しなければならず、ミスが許されない賞味期限チェック作業を効率化するシステムです。	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限チェック作業の削減 ・賞味期限切れ販売の削減
	sinops-MD	品揃最適化システム	店舗ごとの販売実績から最適な品揃え・最適陳列数を提案するシステムです。「sinops-R」と連携することで、収益を最大化する品揃え計画の立案が可能になります。	<ul style="list-style-type: none"> ・個店採算性の向上
	sinops-DM	本部送り込み支援システム	本部送り込み(5)企画を支援し、企画商品をどの店舗にいくつ配荷したら最適かを自動算出するシステムです。「sinops-R」と連携することで、特売ロスを削減することが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・特売ロスの削減
	sinops-BPO	ワンストップ自動発注サービス	「sinops」に関連する店頭作業を業務受託するサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> ・発注作業の効率化

対象	製品名	概要	内容	提供価値
卸売業	sinops-W	キャッシュ・フロー最適化システム	毎日需要予測を行い、発注点を自動更新することで最適在庫を維持し続ける自動発注システムです。仕入条件・賞味期限・商品受け入れ作業時間といった様々なことを考慮し、キャッシュ・フローを最適化できます。	<ul style="list-style-type: none"> 在庫削減によるキャッシュ・フロー改善 自動化による人手不足解消 機会ロス削減による売上向上
	sinops-IM	移送指示最適化システム	「sinops-W」と連携することで過剰在庫を算出し、拠点間の在庫偏在をなくすように移送指示を行うシステムです。どの拠点に在庫があるかを電話で確認する必要がなくなり、自動で出てくる移送指示を承認するだけで作業が完了します。	<ul style="list-style-type: none"> 在庫削減によるキャッシュ・フロー改善 無駄な発注の削減
製造業	sinops-M	中長期需要予測システム	エリア別の製品需要を予測し、製造業の生産計画の精度向上に貢献するシステムです。シリーズの「sinops-R/W」と連携することでDCMを確立でき、大幅な生産ロス改善を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> 生産ロスの削減

4 sinops-CLOUD各サービスについて

対象	製品名	概要	内容	提供価値
	sinops-CLOUD 基本サービス (リアルタイム在庫)	クラウドサービス	タイムリーな在庫・売上情報が分かるシステムです。需要予測・自動発注サービスの基盤となるサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> 店舗従業員の作業効率向上 需要予測・自動発注精度の向上
	sinops-CLOUD 惣菜	クラウドサービス	惣菜に特化した自動発注サービスです。アウトパック惣菜(6)、インストア惣菜(7)のどちらにも対応し、リアルタイム在庫機能と連携することで時間帯別の需要に合わせた最適発注を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 自動化による人手不足解消 値引き、廃棄ロス削減による利益向上 機会ロス削減による売上向上
	sinops-CLOUD 日配	クラウドサービス	日配食品に特化した自動発注サービスです。値引き・欠品・カニバリゼーションも加味し、売上・粗利を最大化する最適発注を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 自動化による人手不足解消 値引き、廃棄ロス削減による利益向上 機会ロス削減による売上向上
	sinops-CLOUD パン	クラウドサービス	パンに特化した自動発注サービスです。値引き・欠品も加味し、売上・粗利を最大化する最適発注を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 売上、粗利の最大化 自動化による人手不足解消
	sinops-CLOUD 外食	クラウドサービス	外食業に特化した自動発注サービスです。過去売上情報をもとに原材料の最適な発注数量を予測します。	<ul style="list-style-type: none"> 値引き、廃棄ロス削減による利益向上 機会ロス削減による売上向上
	sinops-CLOUD 精肉	クラウドサービス	精肉に特化した自動発注サービスです。高精度需要予測により、不定貫の精肉カテゴリに対応。プロセスセンターとの連携により店舗での発注業務を改善できます。	<ul style="list-style-type: none"> 値引き、廃棄ロス削減による利益向上 機会ロス削減による売上向上 自動化による人手不足解消 生産計画制度の向上
	sinops-CLOUD AI値引き	クラウドサービス	AIによる適正値引きアラートサービスです。適切なタイミング・値引率をAIが算出することで、ロス削減・売上向上に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> 値引き、廃棄ロス削減による利益向上 機会ロス削減による売上向上 自動化による人手不足解消
	sinops-CLOUD 客数予測	クラウドサービス	高精度で来客数予測ができるサービスです。競合店の開店・閉店や地域の催事を考慮することができるうえ、45日先まで予測が可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 販売予測、生産計画制度の向上 シフト作成の効率化 自動化による人手不足解消

対象	製品名	概要	内容	提供価値
小売業	sinops-CLOUD 本部送り込み	クラウドサービス	本部送り込み企画を支援し、企画商品をどの店舗にいくつ配荷したら最適かを自動算出するサービスです。特売ロスを削減することが可能です。	・特売ロスの削減

5 本部送り込み

本部送り込みとは、小売業において、本部のバイヤーが企画・仕入れた商品を本部主導で各店舗へ送り込むことをいいます。

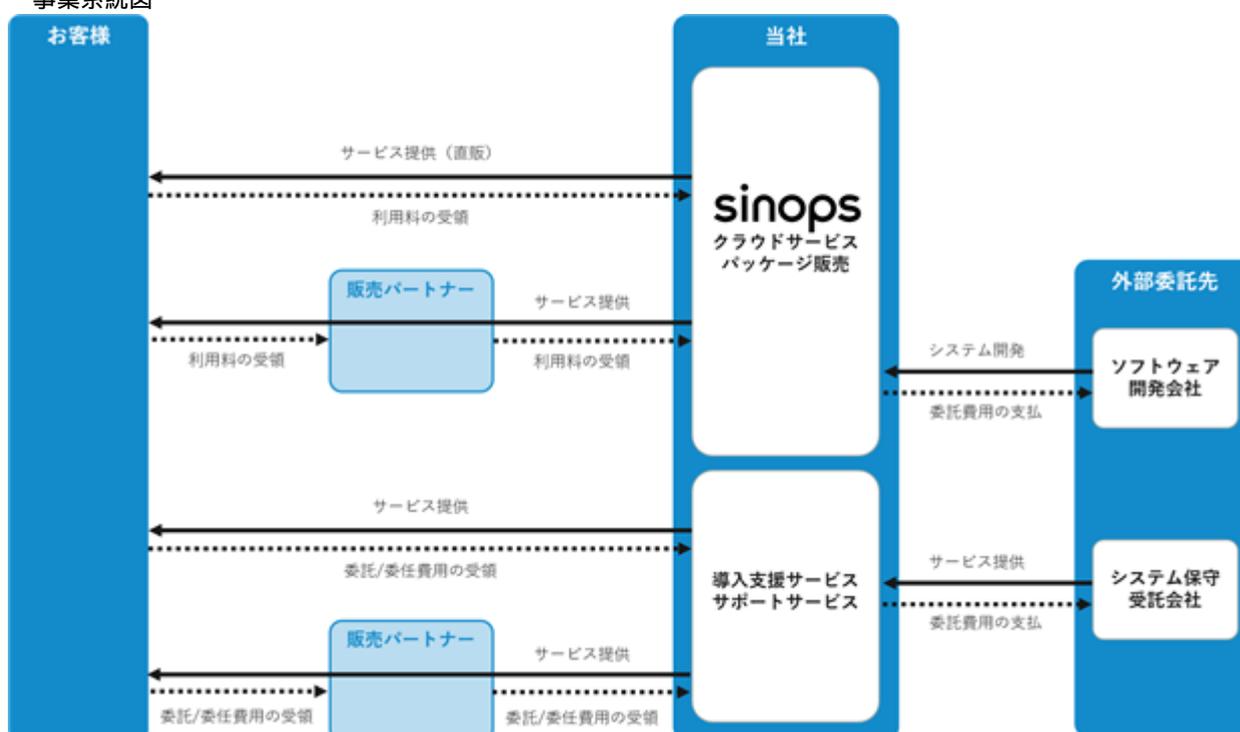
6 アウトバック惣菜

アウトバック惣菜とは、メーカーや工場など店舗の外で調理・パッケージングした惣菜のことです。店舗では陳列のみを行います。

7 インストア惣菜

インストア惣菜とは、食品スーパーの店内で調理・パッケージングした惣菜のことです。sinopsは、レシピ・原材料データをもとに発注数を算出します。

事業系統図



4 【関係会社の状況】
該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81	34.9	4.9	5,802

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、使用人兼務取締役は含んでおりません。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載していません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献する。」を基本理念に掲げ、「世界中の無駄を10%削減する」というビジョン達成のために、小売業・卸売業・製造業の流通三層の在庫を最適化するための流通業向けAIサービス「sinopsシリーズ」を提供しております。

(2) 経営環境

小売業においては業種・業態の垣根を越えた競争の激化、人手不足とこれに伴う労働コストの上昇、物流費の高騰が加速しております。また、持続可能な開発目標(SDGs)の採択に基づいた食品ロス削減運動も社会課題としての対応が必須となっております。そのため、省力化・食品ロスの削減に貢献できる当社の自動発注システムに対するニーズが高まっており、今後もさらなる市場拡大が見込めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、当社の経営成績等の状況に与える影響は僅少であると判断しております。

(3) 経営戦略等

当社は、食品スーパーマーケット向けの導入実績が数多くある強みを活かし、まずは以下3ステップで食品流通業におけるデマンド・チェーン・マネジメントを構築することを目指しております。

食品スーパーマーケットを中心とした食品小売業のシェア率40%(注1)を実現する。

卸売業の物流を最適化する。

製造業・原材料/包装資材業の生産計画を最適化し、「sinops」で食品流通業のデマンド・チェーン・マネジメントを実現

また、ドラッグストアやコンビニ等の食品スーパーマーケット以外の業態へのサービス展開も同時に進め、国内基盤を強固なものとする計画です。

その後、海外展開している日系企業を中心に海外サービスも展開し、ビジョンである「世界中の無駄を10%削減する」の達成を目指しております。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が目標とする経営指標は、シェア率、ARR(注2)、売上高、営業利益の4指標であります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、以下を重要な経営課題と認識しております。

シェア率40%に向けて、2022年に20%を達成する

デマンド・チェーン・マネジメント構築のファーストステップとして、小売業におけるシェア率40%を目指しています。クラウドサービスによって事業展開スピードを上げ、まずは2022年にシェア率20%達成を計画しています。そのために、関東圏を含めた東日本エリアへの営業注力、クラウドサービス強化、パートナー戦略の強化を行います。

クラウドサービス中心のビジネスモデル移行をさらに加速させる

2020年から進めてきたクラウドサービス中心のビジネスモデル転換をさらに加速させます。2021年は新規受注数が過去最大となり、クラウドサービスへのニーズの高さを実感しました。今後も惣菜・パン・日配食品といった食品ロスが出やすいカテゴリ向けの需要予測・自動発注サービスを中心に、クラウドサービスの展開をさらに強化してまいります。

需要予測・在庫計算を核とした「sinopsプラットフォーム」を構築する

25年以上蓄積してきた小売業の需要予測・在庫情報を活用し、流通業全体のDXを推進する「sinopsプラットフォーム」の構築を開始します。2022年は伊藤忠商事社をはじめ様々な企業との業務提携・アライアンスも強化し、流通業界におけるバリューチェーン全体の最適化を進めてまいります。

ハイブリッドワークを推進し、多様な個性が活躍しやすい環境をつくる

2022年は多様な個性をもった人材の採用・育成が、sinopsサービスの価値向上により重要になってくると考えております。2020年よりリモートワーク中心の働き方に変革し、様々なメリットが得られた一方で課題点も見えてきました。多様な個性をもつメンバーがより活躍しやすい環境をつくるために、リモートワークと出社勤務それぞれのメリットを取り入れたハイブリッドワークを推進してまいります。

サステナビリティ経営を推進する

当社の事業は、「世界中の無駄を10%削減する」というビジョンが示すように、SDGsの理念に合致したものとなっております。SDGs目標12「つくる責任・つかう責任」で謳われる食品ロス削減をはじめとしたサプライチェーン全体での無駄を削減することで、社会的価値の創造と経済的価値の創造を両立するサステナビリティ経営を推進してまいります。

(注1) シェア率は、以下計算式で算出しております。

シェア率(%) = 「sinops」導入企業の年間売上高計 ÷ ターゲット企業の年間売上高計

ターゲット企業とは、ダイヤモンド・チェーンストア「日本の小売業1000社ランキング」に掲載されている売上高400億円以上の小売業(百貨店、コンビニを除く。)

(注2) Annual Recurring Revenueの略語。2021年12月末時点のMRR(Monthly Recurring Revenue)を12倍にして算出。MRRは対象月の月末時点における有償契約ユーザー企業に係る月額料金の合計額(一時収益は含まない)。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

市場環境について

当社は、第35期事業年度においては、売上高全体に占める食品スーパーマーケット向けの売上高の割合が70%以上と高い水準にあります。今後、食品スーパーマーケット業界以外での導入実績を増やすことでリスクを低減する方針ではありますが、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当該業界の業況等によりIT・システムへの投資が減少する等した場合に、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社は、需要予測・自動発注サービス分野において多くの導入実績がある強みを活かし、既存顧客のニーズを積極的に汲み取り、ユーザーエクスペリエンス（注）のさらなる向上に努めてまいります。また、技術の最新動向をキャッチアップし、効果的に事業に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。しかしながら、当社の想定を超える革新的な技術や著しい市場環境の変化等が生じた場合に、当社が当該変化に適時に対応することができなかった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）ユーザーエクスペリエンスとは、製品・サービスの利用を通じてユーザーが得る体験を指します。

新規業界への進出について

当社は、今後も持続的な成長と収益源の多様化を進めるために、食品スーパーマーケット業界以外の新規業界にも積極的に進出していきたいと考えております。しかしながら、新規業界へ進出した際には、その業界固有のリスク要因が加わると共に、新規業界での成功実績を積み上げていく過程では、その業界特有の商習慣をはじめと様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合の変化について

当社の「sinops事業」の対象領域である需要予測・自動発注サービス領域においては、流通業の深刻な人手不足や食品ロスに対する注目度の高まりもあり、他社の新規参入により競合が激化する可能性があります。当社では引き続き顧客ニーズを汲み取った製品・サービスの提供を進める方針ではありますが、競合企業の営業方針、価格設定及び提供する製品・サービス等は、当社が属する市場に影響を与える可能性があります。これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動について

需要予測ロジックミスによる顧客への影響について

当社の需要予測・自動発注サービス「sinops」は、過去実績をもとに需要予測数を計算し、最低限必要と想定される発注数を発注勧告データとしてユーザー側に提供するサービスです。「sinops」はあくまで発注勧告数を提供するシステムであり、発注数の確定はユーザー側で行いますが、需要予測ロジックの計算式に誤りがあり、ユーザー側に異常な発注勧告数を提供し、ユーザー側における発注業務が円滑に実施できなくなる可能性があります。当社では「sinops」の需要予測ロジック精度向上のために継続的に研究開発を行うことはもちろん、過去実績がない商品の販売や異常気象等の特殊事情が発生した場合にはユーザーの手動発注に切り替える等の対策を講じております。このような対策にもかかわらず、ユーザーの発注業務への影響が広範囲に渡り、復旧に相当時間を要した場合、関連する損害についての賠償請求を受ける可能性や、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人為的ミス・外的要因等によるサービスの中断・品質低下について

当社が提供する製品・サービスに関して、人為的なミス、ハードウェアや通信回線の不具合等が発生した場合、これに起因して製品・サービスを継続的に提供できなくなる、又は製品・サービスの品質が低下すること等の重大なトラブルが発生する可能性があります。特に、当社の需要予測・自動発注サービスが、人為的ミスや当社がコントロールできない外的要因を起因としてユーザーに異常な発注勧告データを提供する、もしくは発注勧告データそのものを提供できなくなる等により、ユーザー側における発注業務が円滑に実施できなくなる可能性があります。当社では、前日中に一旦予備の発注勧告データをユーザー側に送る仕様とする等、突発的なトラブルによってユーザー側の発注業務に重大な影響を及ぼさないようにするための対策を講じておりますが、このような対策にもかかわらず、製品・サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、関連する損害についての賠償請求を受ける可能性や、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の製品への依存について

第35期事業年度における売上高のうち、小売業向けサービスの売上高が70%以上を占めております。当社ではクラウド型AIサービス「sinops-CLOUD」等の新製品開発を積極的に進め、顧客のニーズに合った製品を提供し続ける対応を行っております。しかし、製品開発を計画通りに行うことができない、又は、主力製品以外の新製品が顧客に支持されない等の理由により、当社の製品が競争力を失った場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

既存ユーザー企業の継続率及び単価向上について

当社のクラウドサービスは、サブスクリプション型のリカーリングモデルであることから、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の維持及び単価向上が重要と考えております。

既存顧客の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、機能の追加開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を図っております。予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約率を踏まえた継続率を見込んでおりますが、当社サービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。

単価向上については、当社は、ユーザー企業あたりの利用サービス数の増加、既存顧客へのアップセルやクロスセルを促進する戦略をとっております。しかしながら、当社サービスが顧客ニーズに合致しないこと等により、想定した顧客単価の向上が実現しない可能性があります。

その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム等に関するリスクについて

当社のクラウドサービスは、外部クラウドサーバのAmazon Web Services社が提供するサービス（以下、「AWS」という。）にて提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。当社ではAWSが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整えております。しかしながら、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害等や当社の想定していない事象の発生によりAWSが停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入やその他の不具合等によりシステム障害が生じた場合、又はAmazon Web Services社との契約が解除される等によりAWSの利用が継続できなくなった場合には、顧客への損害の発生、当社の追加費用負担、又は当社ブランドの毀損等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報の流出について

当社は、事業を展開する上で、顧客情報(個人情報を含みます。)やその他の機密情報を取り扱っております。当社の故意・過失又は悪意を持った第三者のサイバー攻撃等により、これらの情報の流出や消失等が発生する可能性があります。こうした事態が生じた場合、関連する損害についての賠償請求を受ける可能性や、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、保有する特許の保護、他社との差別化のための特許の獲得に努めていますが、これらが十分に行えない場合、関連する事業に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は製品の開発・生産に必要な第三者の特許の使用許諾権の確保に努めていますが、将来、必要な許諾権が得られない可能性や不利な条件での使用を余儀なくされる可能性があります。いずれの場合も当社の業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方で、当社は、自動発注システムにおけるアプリケーション、ビジネスモデルに関する特許権、実用新案権又はサービスに係る商標権等の知的財産権の調査等は可能な限り対応しておりますが、第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は残されます。2021年12月31日現在まで当社では事業に関連した特許その他知的財産権に関わる訴訟を提起されたことはありませんが、当社の認識外で第三者の知的財産権を侵害してしまった場合や、将来、当社の事業に関連した特許その他の知的財産権が第三者にて成立した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

受注損失の発生について

当社の導入支援サービスは、目標とする導入効果をユーザーと合意した上で導入支援プロジェクトの完了条件を決め、想定される難易度及び工数に基づいて見積りを作成し、適正な利益率を確保した上でプロジェクトを受注しております。導入効果の目標値については、ユーザーの実データをもとにした効果シミュレーション、自動発注対象範囲、遵守すべき運用ルール等を取り決めた上で設定しておりますが、全てのプロジェクトに対して正確に導入効果を見積ることは困難であり、想定以上に導入効果が出ない可能性があります。また、プロジェクト中にユーザーと目標値の認識違いが発生しないように、情報共有の徹底に努めておりますが、ユーザーとプロジェクトの完了条件に認識違いが発生する可能性があります。当初想定した利益率を確保するために、完了条件の認識合わせ・要員管理・進捗管理・予算管理等のプロジェクト管理を行っておりますが、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により工数が大幅に増加し、受注損失が発生する場合があります。当社では導入支援サービスの分割検収を行うことで業績への影響を最小限に抑えるように努めておりますが、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

製品保証の発生について

当社は、将来のビジネス展開を考慮し、ユーザーの導入効果を出すことを最優先としております。そのため、すでに「sinops」を利用しているユーザーに対しても、さらに導入効果を向上させることを目的に、当社自らの判断で再度導入支援サービスを無償提供することがあります。ユーザーからの要望ではないため、契約上の義務が発生しているわけではありませんが、無償の導入支援サービスに係る見込原価に対して、製品保証が発生する場合があります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損リスクについて

当社は各sinops-CLOUD製品を無形固定資産のソフトウェアとして計上しております。当該製品はクラウドサービス提供するために自社で開発したものであり、クラウド事業の資産としてグルーピングされるものでありますが、販売計画どおりにsinops-CLOUD製品の販売ができない場合等は想定どおりの収益を獲得できず、当該製品の開発に要したコストを回収することができなくなった場合、ソフトウェアの減損損失が発生する可能性があります。この事象が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

特定の役員・社員への依存について

当社は2021年12月31日現在、取締役7名(うち監査等委員3名)、従業員81名と組織規模が小さく、内部管理体制や業務執行体制も当該組織規模に応じたものとなっております。従って、当社の役員や従業員が病気や怪我等により業務を遂行する上で支障が生じた場合や転職等により人材が社外に流出した場合には、当社の業務に支障が生じる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社において優秀な人材の確保・育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成・定着に取り組んでおります。しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を確保できない可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、企業価値の継続的かつ安定的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、同時に適切な内部管理体制の構築が必要であると認識しております。当社では、内部監査や内部通報制度への対応、さらには法令や社内規程等の遵守の徹底を行っておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合には適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症

当社は、感染症等が流行した場合に備え、在宅勤務やリモートワーク等を可能とする勤務体制や環境等の整備を継続しています。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、営業活動に支障が生じた場合、また人的被害が拡大した場合には、当社の業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブの目的で新株予約権を付与しております。また、一部社外協力者に対しても継続的な協力関係の維持のため新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、2021年12月31日時点における新株予約権による潜在株式数は93,000株であり、株式総数6,266,000株（潜在株式を含む）の1.48%に相当しております。

自然災害について

顧客の情報資産が格納されるサーバは複数箇所に分散管理することでリスクを分散させておりますが、データセンターやその周辺ネットワーク設備等に被害を及ぼす災害・事故等が発生し、情報資産の消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

風評について

当社は、法令遵守違反等の不適切な行為が発覚した場合は速やかに適切な対応を図っておりますが、当社に対する悪質な風評がマスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生・流布した場合は、それが正確な事実に基づくものであるか否かに関わらず、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

また、当社への新型コロナウイルス感染症の影響については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境」、「2 事業等のリスク（4）その他 新型コロナウイルス感染症」に記載のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度はパッケージ販売からクラウドサービス中心のビジネスモデルへの転換期となりました。このビジネスモデルの転換を一気に進めるために、上期はクラウドサービスの新規受注及び既存ユーザーへの展開に注力しました。下期は実証実験店舗での導入を短期間で成功させ、全店舗への展開フェーズに早期に移行できるようにユーザーを支援してまいりました。

その結果、2021年12月31日時点でARR（注1）は698,285千円（前年同期比27.2%増）、シェア率は17.4%（同2.3pt増）、契約企業数は100社（同15社増）、クラウドサービスの有償アカウント数は2,946アカウント（前事業年度末比2,703アカウント増）（注2）、クラウドサービスの有償店舗数1,381店舗（注3）、に増加しております。当事業年度における売上高は1,201,955千円（前期比32.1%増）、営業利益は142,886千円（同523.1%増）、経常利益は156,421千円（同1,223.0%増）、当期純利益は101,299千円（同1,160.5%増）となりました。

また、当事業年度末の総資産は1,990,613千円（前事業年度末比271,678千円の増加）、負債は549,956千円（前事業年度末比160,330千円の増加）、純資産は1,440,657千円（前事業年度末比111,348千円の増加）となりました。

（注1）Annual Recurring Revenueの略語。2021年12月末時点のMRR(Monthly Recurring Revenue)を12倍にして算出。MRRは対象月の月末時点における有償契約ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）。

（注2）有償契約しているクラウドサービス利用数（旧レンタルサービスを除く）。

（注3）有償契約でクラウドサービスを利用している店舗数（旧レンタルサービス利用店舗を除く）。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べて348,274千円増加し、1,425,541千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は464,795千円（前期は224,821千円の収入）となりました。主な増加要因として、税引前当期純利益151,977千円、減価償却費84,926千円、売上債権の減少68,894千円、未払金の増加76,008千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は92,369千円（前期は135,669千円の支出）となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出105,676千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は24,150千円（前期は191,543千円の収入）となりました。主な要因は、新株予約権の行使による株式の発行による収入10,120千円があった一方で、長期借入金の返済による支出34,200千円があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績を業務区分別に示すと、次のとおりであります。

業務区分	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)			
	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
パッケージ販売業務	292,955	125.9	54,781	737.2
導入支援業務	289,277	119.0	88,825	69.0
サポート業務	293,175	87.1	146,428	90.5
クラウド業務	355,484	138.9	156,824	130.6
合計	1,230,892	115.2	446,859	106.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、業務区分別の実績を記載しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績を業務区分別に示すと、次のとおりであります。

業務区分	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	販売高(千円)	前期比(%)
パッケージ販売業務	245,605	107.8
導入支援業務	329,179	230.0
サポート業務	308,462	112.1
クラウド業務	318,707	120.8
合計	1,201,955	132.1

- (注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社日本アクセス	230,344	25.3	197,789	16.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたって、見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これらの見積り、判断並びに仮定は、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

なお、会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものとして見積りを行っております。

経営成績の分析

当事業年度の売上高は1,201,955千円（前期比32.1%増）、営業利益は142,886千円（同523.1%増）、経常利益は156,421千円（同1,223.0%増）、当期純利益は101,299千円（同1,160.5%増）となりました。

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度	増減額	増減率
売上高	909,828	1,201,955	292,126	32.1%
売上原価	515,969	635,637	119,667	23.2%
売上総利益	393,859	566,317	172,458	43.8%
販売費及び一般管理費	370,926	423,431	52,505	14.2%
営業利益	22,932	142,886	119,953	523.1%
経常利益	11,823	156,421	144,597	1,223.0%
当期純利益	8,036	101,299	93,262	1,160.5%

(売上高)

クラウド売上高（過去の経営成績の分析におけるレンタル売上高を含めております。）は、クラウドサービスを中心とした新規受注の増加、実証実験フェーズから店舗展開フェーズに移行したユーザーが増加したことが主要因となり、318,707千円（前期比54,895千円増・20.8%増）となりました。パッケージ売上高は、大型案件の新規受注が主要因となり、245,605千円（前期比17,802千円増・7.8%増）となりました。導入支援売上高は、クラウドサービスを中心とした実証実験数が前年比2.2倍となったことが主要因となり、329,179千円（前期比186,065千円増・130.0%増）となりました。サポート売上高は既存ユーザーの店舗展開が順調に進んだことが主要因となり、308,462千円（前期比33,362千円増・12.1%増）となりました。

その結果、当事業年度における売上高は1,201,955千円（前期比292,126千円増・32.1%増）となりました。

(売上総利益)

当事業年度は、全社員のリモートワーク推進により旅費交通費等が減少した一方で、クラウドサービスの展開に伴い製造部門の社員数やサーバー利用料が増加したことが主要因となり、売上原価が前期比119,667千円増加（前期比23.2%増）となりました。その結果、売上総利益が566,317千円（前期比172,458千円増・43.8%増）となりました。

(営業利益・経常利益)

当事業年度は、リモートワークの定着に伴い実施した本社オフィスの縮小により家賃が減少、WEB会議推進により旅費交通費が減少した一方で、クラウドサービス拡販に伴う営業部門の社員数増加、ウェビナーの開催や実践リテールDX研究会の運営・活動に要した広告宣伝費の増加が主要因となり、販売費及び一般管理費が前期比52,505千円増加（前期比14.2%増）となりました。その結果、営業利益が142,886千円（前期比119,953千円増・523.1%増）、経常利益が156,421千円（前期比144,597千円増・1,223.0%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は101,299千円（前期比93,262千円増・1,160.5%増）となりました。

なお、当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における総資産は1,990,613千円（前事業年度末比271,678千円の増加）となりました。主な要因は、売掛金が68,894千円、流動資産のその他に含まれる未収法人税等が41,237千円減少した一方で、現金及び預金が348,274千円、ソフトウェアが40,434千円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債は549,956千円（前事業年度末比160,330千円の増加）となりました。主な要因は、長期借入金が34,200千円減少した一方で、未払金が76,008千円、未払法人税等が78,417千円、未払消費税等が21,098千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産は1,440,657千円（前事業年度末比111,348千円の増加）となりました。主な要因は、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が101,299千円増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の資金需要は、主として人件費、「sinops」の新製品開発にかかる研究開発費、知的財産の取得に係る費用及び運転資金であります。運転資金は原則として営業活動によるキャッシュ・フローによって賄われておりますが、状況に応じて直接金融並びに間接金融を利用していく方針であります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社では「sinopsシリーズ」の機能強化又は新しい切り口での製品・サービスの開発を目的に、技術部において研究開発活動を行っております。当事業年度においては、クラウド型流通業向けAIサービス「sinops-CLOUD」の開発を重点的に行いました。

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は14,348千円であります。

なお、当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資総額は、106,050千円であります。

その主な内容は、「sinops事業」におけるクラウドサービスの製品開発及び販売用ソフトウェア開発による無形固定資産の取得105,676千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪府大阪市北区)	事務所設備	21,384	5,276	26,660	70
東京営業所 (東京都千代田区)	事務所設備	1,510	66	1,577	10

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社、東京営業所の建物は賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ以下のとおりであります。

本社 29,548千円

東京営業所 10,039千円

3. 当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,848,000
計	19,848,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,173,000	6,173,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	6,173,000	6,173,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2016年3月19日定時株主総会決議）
対象者の区分及び人数：取締役2名、監査役1名、顧問1名

付与対象者の退任及び監査等委員会設置会社への移行により、この有価証券報告書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員）1名、元取締役2名、顧問1名となっております。

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	16	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 130 資本組入額 65	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

新株予約権者は、2016年12月期乃至2018年12月期の期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」という。）中、その保有する本新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならない。

新株予約権行使後 1 年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は 1 個単位とする。また、1 度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする（1 個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し 1 個とする。）。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

当社又は当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は社会や当社又は当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合。

当社又は当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社又は当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。

当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

死亡した場合。

当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が退職、退任もしくは顧問契約解除後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。

当社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2019年6月14日開催の取締役会決議により2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2016年3月19日定時株主総会決議）

対象者の区分及び人数：従業員34名

付与対象者の権利行使又は退職による権利の喪失により、この有価証券報告書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員15名、取締役2名となっております。

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	43	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 130 資本組入額 65	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。また、1度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする(1個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し1個とする。)。

新株予約権の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間(以下「行使期間」という。)中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合。

当社の業務命令によらず、又は会社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。

当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

死亡した場合。

当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が退職もしくは退任後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。

会社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3(1)の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2019年6月14日開催の取締役会決議により2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2017年3月28日定時株主総会決議）

対象者の区分及び人数：取締役2名、監査役2名、顧問4名

付与対象者の退任及び監査等委員会設置会社への移行等により、この有価証券報告書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員）2名、元取締役2名、顧問2名、元顧問2名となっております。

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	24	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年5月1日 至 2027年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

新株予約権者は、2017年12月期乃至2019年12月期の3期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が250百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」という。）中、その保有する本新株予約権の全部又は一部について、会社の承諾を得ることなく放棄をしてはならない。

新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。また、1度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする（1個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し1個とする。）。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

当社又は当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は社会や当社又は当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合。

当社又は当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社又は当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。

当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

死亡した場合。

当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が退職、退任もしくは顧問契約解除後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。

当社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - その他新株予約権の行使の条件
（注）3（1）に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2019年6月14日開催の取締役会決議により2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2017年3月28日定時株主総会決議）

付与対象者の区分及び人数：従業員48名

付与対象者の権利行使又は退職による権利の喪失により、この有価証券報告書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員5名、取締役2名となっております。

	事業年度末現在 (2021年12月31日)	提出日の前月末現在 (2022年2月28日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年3月28日 至 2027年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1,000株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割又は併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権行使後 1 年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は 1 個単位とする。また、1 度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の 20% を超過することになる行使はできないものとする（1 個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し 1 個とする。）。

新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額が 1,200 万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項第 2 号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合。

当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合。

当社の業務命令によらず又は当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。

当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。

死亡した場合。

当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

新株予約権者が退職もしくは退任後 30 日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。

当社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - その他新株予約権の行使の条件
（注）3（1）に準じて決定する。
 - 新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2019年6月14日開催の取締役会決議により2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年1月16日 (注)1	12	4,954	780	70,085	780	30,515
2017年12月31日 (注)2	8	4,962	800	70,885	800	31,315
2018年4月1日 (注)3	987,438	992,400		70,885		31,315
2018年12月21日 (注)4	160,000	1,152,400	263,488	334,373	263,488	294,803
2019年1月17日 (注)5	37,200	1,189,600	61,260	395,633	61,260	356,063
2019年1月1日～ 2019年7月31日 (注)6	16,400	1,206,000	9,462	405,096	9,462	365,526
2019年8月1日 (注)7	4,824,000	6,030,000		405,096		365,526
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)8	77,000	6,107,000	8,714	413,811	8,714	374,241
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)9	66,000	6,173,000	6,952	420,763	6,952	381,193

- (注) 1. 有償第三者割当 12株
発行価格 130,000円
資本組入額 65,000円
割当先 シノプス社員持株会
2. 有償第三者割当 8株
発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
割当先 シノプス社員持株会
3. 2018年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、1株につき200株の割合をもって分割いたしました。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 3,580円
引受価額 3,293.60円
資本組入額 1,646.80円
払込金総額 526,976千円
5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 3,580円
資本組入額 1,646.80円
割当先 株式会社SBI証券
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 2019年7月31日の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。
8. 新株予約権の行使による増加であります。
9. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	19	23	16	5	2,350	2,417	-
所有株式数(単元)	-	1,963	2,247	23,203	2,305	226	31,762	61,706	2,400
所有株式数の割合(%)	-	3.18	3.64	37.60	3.74	0.37	51.47	100.00	-

(注) 自己株式123株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社南谷ホールディングス	大阪府守口市梅町2-1	2,105,000	34.10
南谷 のどか	大阪府大阪市都島区	470,000	7.61
加藤 めぐみ	広島県広島市安佐南区	470,000	7.61
南谷 純 (常任代理人 木村 安壽)	AMSTELVEEN, THE NETHERLANDS (大阪府枚方市)	470,000	7.61
南谷 清江	大阪府守口市	220,000	3.56
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN. IRELAND (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	168,300	2.73
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	139,800	2.26
南谷 洋志	大阪府守口市	105,000	1.70
情報技術開発株式会社	東京都新宿区西新宿6丁目8-1	100,000	1.62
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川1丁目1-1	100,000	1.62
計	-	4,348,100	70.44

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,170,500	61,705	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	6,173,000	-	-
総株主の議決権	-	61,705	-

(注) 単元未満株式の普通株式には、自己株式23株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社シノプス	大阪府大阪市北区梅田 一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 上記の他に単元未満株式の買取請求による自己株式23株を所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年2月14日)での決議状況 (取得期間 2022年2月15日~2022年8月15日)	90,000	90,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	13,300	13,739,400
提出日現在の未行使割合(%)	85.22	84.73

- (注) 1. 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。
2. 取得期間及び取得自己株式は約定日基準で記載しております。
3. 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	43	70,907
当期間における取得自己株式	-	-

- (注) 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	123	-	13,423	-

- (注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの市場買付による取得自己株式、並びに単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元についても重要な経営課題と認識しております。当社は現在、成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当することで、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、設立から現在に至るまで利益配当を実施しておりません。当事業年度の配当についても、経営成績及び財政状態を勘案し、内部留保の充実を図るため、無配とさせていただきました。内部留保資金については、財務体質の強化及び今後の業容拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を行うことができる旨及び上記のほか基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

なお、現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。今後は、必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財政状態等を勘案しながら、利益還元を積極的に検討していく所存であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

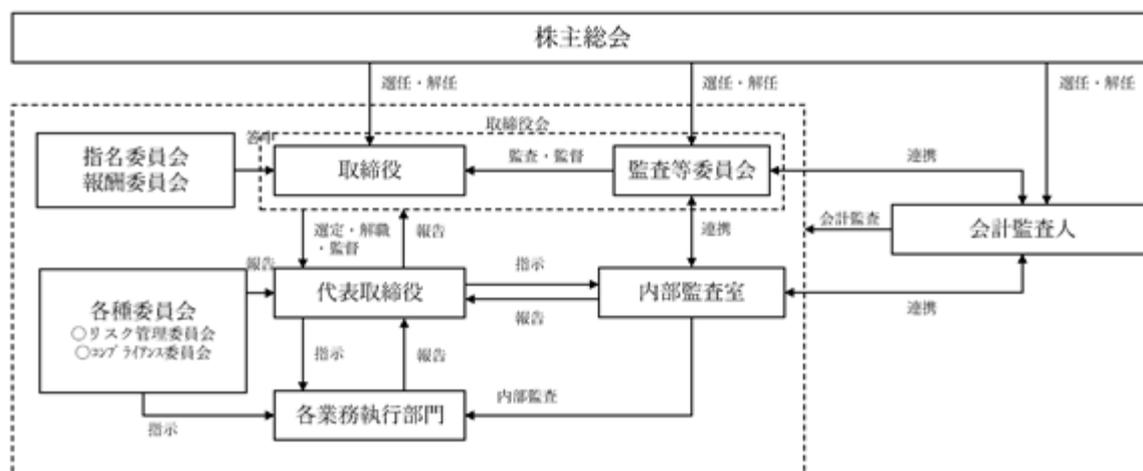
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「世界中の無駄を10%削減する」をビジョンに掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの徹底は、事業拡大する上で重要課題と位置づけており、法令、社会規範、倫理等のルールに基づいて企業活動ができるよう取り組んでおります。

また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず企業倫理の確立を目的とし、役職員のモラル向上に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治の体制の模式図、企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由は、以下の通りです。



当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2018年3月28日開催の第31期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名、4-(2)-参照）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名、4-(2)-参照）で構成され、代表取締役が議長を務めております。3名の社外取締役は独立性が十分に確保されている上、企業経営等に関する豊富な知識と経験を有しております。各社外取締役はいずれも取締役会の議論に積極的に加わり、経営判断・意思決定を行っております。

また、企業活動に機動性を持たせるために執行役員1名を選任し、権限委譲した組織運営を行っております。なお、取締役会の開催状況は2021年12月期では14回開催しており、社外取締役の出席率は2021年12月期は100%で、貴重な質問・意見等の発言をしております。

b 監査等委員会

監査等委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、4-(2)-参照）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、監査等委員が重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査への立ち会い等、緊密な連携を図っております。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理の各委員会に出席するとともに、各活動の状況等について内部監査室あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けております。

c 指名委員会・報酬委員会

取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名委員会（委員長：社外取締役 角田吉隆、代表取締役 南谷洋志、取締役 畠山隆雄、社外取締役 木村安壽、社外取締役 南山学）及び報酬委員会（委員長：社外取締役 木村安壽、取締役 畠山隆雄、社外取締役 南山学）を設置し、各委員会において取締役の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

d リスク管理委員会

当社では、代表取締役 南谷洋志を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。同委員会は、当社のリスクマネジメントの確立と、有事の際のリスクマネジメントの実行等の機能を担っております。

e コンプライアンス委員会

当社では、代表取締役 南谷洋志を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、当社のコンプライアンス推進体制の確立、コンプライアンスに関する施策を企画及び立案するとともに、その実施に関する助言を行っております。

企業統治に関するその他の事項

() 内部統制システムの基本方針

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

- a 取締役、執行役員及び使用人その他これらの者に相当する者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献する。」という基本理念を共通の志として、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
 - (b) 前項の理念の実践のため、「行動指針」に基づき、法令・社会倫理の遵守を当社全ての取締役、執行役員及び使用人等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
 - (c) 当社の取締役、執行役員及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会及び管理部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
 - (d) コンプライアンス委員会は、同委員会の審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び内部監査室に報告する。
 - (e) 取締役及び執行役員が当社のコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。また、内部通報制度を設置し、当社の使用人等がコンプライアンス上の問題点について社外に設置した内部通報窓口へ直接報告できる体制とし、情報の確保に努め、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社全体にこれを実施させる。
 - (f) 内部監査室を設置し、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を、適宜、代表取締役に報告する。
 - (g) 当社の財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
 - (h) 取締役及び執行役員は、当社において、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に基づき保存・管理する。
 - (b) 前項の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (c) コンプライアンス委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社のリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定される。
 - (b) 業務執行におけるリスクは、各部門の管掌役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定する。
 - (c) 当社の経営上重要なリスクは、リスク管理委員会において、当社全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を指示して行う。
 - (d) 新たに生じた当社の経営上重要なリスクは、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ取締役を選定し、対応について決定する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
 - (b) 業務執行の監査・監督の機能強化を図るため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - (c) 取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
 - (d) 「組織規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にする。

- e 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とする場合、監査等委員会の職務の補助をする使用人を配置する。使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- f 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 代表取締役及び監査等委員でない取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - (b) 監査等委員でない取締役、執行役員及び使用人等は、選定監査等委員が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (c) 監査等委員でない取締役、執行役員及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、ただちに監査等委員に対して報告を行う。
 - (d) コンプライアンス委員会は、定期的に監査等委員に対し、当社における内部通報の状況の報告を行う。
- g 内部通報制度を利用し報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役、執行役員及び使用人等は、社外に設置した内部通報窓口に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- h 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担し又は債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。
- i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

() リスク管理体制の整備状況

当社では、市場、環境、労務、製品品質、技術革新、情報システム・セキュリティ、自然災害、風評等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役をリスク管理責任者とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

リスク管理委員会は、取締役・執行役員を委員に加え、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各取締役・執行役員は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

()責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役角田吉隆氏及び各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

()役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することとなる被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

()取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めています。

()取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

()取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的としております。

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的としております。

()株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	南谷 洋志	1954年10月24日	1978年4月 大都商事株式会社(現ダイトロン株式会社)入社 1982年1月 須磨電子産業株式会社入社 1987年10月 当社設立、代表取締役(現任) 2017年12月 合同会社南谷ホールディングス設立、代表社員(現任)	(注)2	2,210,000 (注)3
取締役 営業部・技術部管掌	岡本 数彦	1974年5月25日	1997年4月 株式会社アーティフィツシャル・インテリジェンス入社 2001年10月 エイ・アイサービス株式会社入社 2004年4月 当社入社 2012年7月 同 執行役員営業部長 2016年7月 同 執行役員ソリューション部長 2018年1月 同 執行役員製品改善部長 2019年1月 同 執行役員技術部長 2019年3月 同 取締役技術部長 2021年1月 同 取締役技術部管掌 2021年3月 同 取締役営業部・技術部管掌(現任)	(注)2	15,000
取締役 管理部管掌	島井 幸太郎	1984年3月29日	2008年4月 株式会社インテリジェンス(現パーソルキャリア株式会社)入社 2010年1月 当社入社 2016年12月 同 執行役員管理部長 2019年3月 同 取締役管理部長 2022年1月 同 取締役管理部管掌(現任)	(注)2	22,500
取締役	角田 吉隆	1955年4月17日	1978年4月 バロース株式会社入社 1981年11月 ユニー株式会社入社 2007年5月 同 執行役員 2017年6月 アトムス開業(現任) 2018年3月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	畠山 隆雄	1955年7月21日	1986年10月 トーマツコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)入社 2000年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年6月 人財活性化研究所開業 2013年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 2015年8月 当社入社、管理部嘱託 2016年7月 当社監査役 2018年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	6,400
取締役 (監査等委員)	木村 安壽	1949年4月3日	1973年11月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1977年9月 公認会計士登録(現任) 1991年7月 トーマツコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)代表取締役社長 1995年7月 監査法人トーマツ代表社員 1999年9月 木村公認会計士事務所開業(現任) 2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究所会計専門職専攻教授 2009年10月 当社監査役 2018年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	29,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	南山 学	1958年12月5日	1981年4月 株式会社ワールド入社 2001年6月 同 取締役 2010年4月 株式会社メガスポーツ 代表取締役社長 2016年12月 株式会社チアフルプランニング 代表取締役社長 2018年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	2,500
計					2,285,400

- (注) 1. 取締役 角田吉隆、取締役(監査等委員) 木村安壽及び南山学は、社外取締役であります。
2. 取締役 南谷洋志、岡本数彦、島井幸太郎及び角田吉隆の任期は、2022年3月25日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役 南谷洋志の所有株式に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。
4. 取締役(監査等委員) 畠山隆雄、木村安壽及び南山学の任期は、2022年3月25日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 各役員の所有する当社の株式数は、2022年2月28日時点の状況を記載しております。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を3名選任しております。

社外取締役 角田吉隆氏は、流通業界の情報システム分野における重鎮であり、流通業界における情報システムに関する豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化、企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。なお、角田吉隆氏と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 木村安壽氏は、過去にコンサルティング会社代表取締役社長としての経験もあり、さらに公認会計士としての専門的な知識や経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただくことを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、木村安壽氏は、当社株式を29,000株保有しておりますが、それ以外に当社との間には特記すべき利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 南山学氏は、過去に株式会社メガスポーツの代表取締役社長を務め、同社事業の収益力の強化や事業領域の拡大にリーダーシップを発揮してきた豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき、監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただくことを期待しており、当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、南山学氏は、当社株式を2,500株保有しておりますが、それ以外に当社との間には特記すべき利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として「取締役の選任解任基準」を定めております。選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社の現在の社外取締役3名は、高い独立性、専門的な知識及び経験に基づき、適切な監査、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会に出席し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っております。

監査等委員である社外取締役2名を含む各監査等委員である取締役は定期的に会計監査人と情報交換を行い、監査計画、監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関する情報の共有と意見交換を行っております。

また、定期的に内部監査室とも情報交換を行い、内部監査計画、体制、内部監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について情報を得るとともに、必要に応じて内部監査室スタッフに対して監査等委員会監査の補佐に関する指示を与えております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

() 監査等委員会の組織、人員及び手続

当社では、監査等委員を3名(うち常勤監査等委員1名)選任しております。監査等委員は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

なお、監査等委員である社外取締役 木村安壽氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

() 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

a 監査等委員会の開催頻度・個々の監査等委員の出席状況

当事業年度において当社は監査等委員会を14回開催しており、監査等委員全員が14回全てに出席しております。

b 監査等委員会の主な検討事項

監査等委員会における主な検討事項は、監査の方針・監査計画の策定、内部統制の整備状況・業務及び財産の状況の調査方法、会計監査人の評価・再任及び報酬の同意、各四半期における会計監査人とのレビュー内容を含む意見交換、選定された項目に対する監査の結果報告の確認を行っているほか、期中に発生した事象等の意見交換、経理処理の留意事項についての協議等であります。

c 監査等委員の活動状況

(a) 監査等委員の活動状況

各監査等委員は、取締役会・その他の重要な会議に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取し、代表取締役との意見交換を行うとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役等の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っております。

(b) 常勤監査等委員の活動状況

常勤監査等委員は、上記の監査等委員の活動状況のほか重要事項の決裁書類の閲覧、取締役会・その重要な会議に出席するとともに、業務の適正を確保するため内部監査室と連携し、社内の各部門の往査を実施し、その内容については、他の監査等委員に定期的に報告しております。

内部監査の状況

当社では、被監査部門から独立した内部監査室が内部監査規程に基づき、業務監査を実施しております。内部監査室は、当社の業務部門の監査を内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

また、内部監査担当者1名、監査等委員会及び会計監査人は、三様監査連絡会を定期的に開催するほか、適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

なお、監査の結果報告を代表取締役・取締役会及び監査等委員会等に行い、各部門へ業務改善案等の助言も行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 柳 承煥

公認会計士 高田 充規

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 13名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定について、監査品質管理体制、独立性、専門性、監査実績、監査報酬の妥当性などを総合的に検討し判断しております。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の会議の目的とすることを求めます。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査方法、監査結果、独立性及び監査体制の妥当性等を評価基準として実施しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,900	-	14,900	-

非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容をもとに、監査時間、報酬見積りの算出根拠等の妥当性を勘案、協議し、監査等委員会の同意を得た上で決定することとしています。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の概要及び決定方法

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、取締役会は、報酬委員会での審議、答申を踏まえ、決定方針を決定する権限を有しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針の内容に則した検討に基づき決定されており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

本書提出日現在における当該決定方針は、取締役の報酬が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすること、基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、勤続及び製品取扱年数並びに職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定すること、業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、各事業年度の業績予想の経常利益額に対する経常利益額の割合に応じて、当社の成長性及び従業員賞与の支給状況等を考慮しながら算出すること、取締役の個人別の報酬の額については、報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会が決定すること、をその内容の概要としております。

b. 役員の報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容

取締役の種類別の報酬割合については、他社水準、当社の業績等を考慮しながら、報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定するものとしております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及びその内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年3月28日開催の第31期定時株主総会において年額120百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額60百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

また、2020年3月27日開催の第33期定時株主総会において、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬枠とは別枠として譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき承認をいただきました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する金銭報酬の総額は年額40百万円以内（うち、社外取締役分は6百万円以内）、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額20百万円以内といたします。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	左記のう ち、非金 銭報酬等	
取締役(監査等委員及 び社外取締役を除 く。)	69,190	64,260	4,930	-	-	4
監査等委員 (社外取締役を除く。)	8,400	8,400	-	-	-	1
社外役員	13,200	13,200	-	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当事業年度における目標の経常利益は136,985千円、実績の経常利益は161,651千円(役員賞与を支給する前の経常利益)となっております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に決定に係る委任に関する事項

取締役会決議において、報酬委員会の答申を尊重することを前提に、取締役会議長である代表取締役南谷洋志に対し、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、取締役の個人別の基本報酬の額の決定することを委任しております。これは、報酬委員会からの答申内容を尊重した取締役の個人別の基本報酬の額の決定をする者として、適切であるためであります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続の概要

報酬委員会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について審議を行い、取締役会に答申をしております。報酬委員会は、役員報酬の客観性や透明性を確保するため、委員長を監査等委員である社外取締役とし、監査等委員である社外取締役、監査等委員である取締役で構成しています。

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

取締役会は、当事業年度の役員の報酬等の額について、代表取締役に委任する決議を行い、報酬委員会は取締役会に対し、役員報酬制度及び水準並びに報酬額等の答申をしております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへ参加するほか、財務・会計の専門書の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,077,266	1,425,541
売掛金	256,508	187,614
仕掛品	1,786	6,680
前払費用	18,577	17,562
その他	44,694	3,337
流動資産合計	1,397,834	1,640,736
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,148	33,762
減価償却累計額	10,588	10,867
建物(純額)	26,560	22,894
船舶	5,460	5,460
減価償却累計額	5,459	5,459
船舶(純額)	0	0
工具、器具及び備品	71,163	28,974
減価償却累計額	60,247	23,631
工具、器具及び備品(純額)	10,915	5,342
有形固定資産合計	37,475	28,237
無形固定資産		
ソフトウェア	130,852	171,286
ソフトウェア仮勘定	36,904	22,389
その他	286	186
無形固定資産合計	168,043	193,862
投資その他の資産		
繰延税金資産	20,500	46,589
その他	95,081	81,187
投資その他の資産合計	115,581	127,777
固定資産合計	321,100	349,877
資産合計	1,718,934	1,990,613

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,915	9,710
短期借入金	² 100,000	² 100,000
1年内返済予定の長期借入金	34,200	34,200
未払金	69,565	145,574
前受金	66,484	74,144
預り金	6,888	11,302
未払法人税等	2,238	80,655
未払消費税等	21,339	42,438
製品保証引当金	12,252	19,339
受注損失引当金	¹ 2,219	-
その他	-	4
流動負債合計	323,104	517,370
固定負債		
長期借入金	62,950	28,750
退職給付引当金	3,571	3,835
固定負債合計	66,521	32,585
負債合計	389,626	549,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	413,811	420,763
資本剰余金		
資本準備金	374,241	381,193
資本剰余金合計	374,241	381,193
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	533,495	634,795
利益剰余金合計	533,495	634,795
自己株式	162	233
株主資本合計	1,321,385	1,436,519
新株予約権	7,922	4,137
純資産合計	1,329,308	1,440,657
負債純資産合計	1,718,934	1,990,613

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	909,828	1,201,955
売上原価	515,969	635,637
売上総利益	393,859	566,317
販売費及び一般管理費	1, 2 370,926	1, 2 423,431
営業利益	22,932	142,886
営業外収益		
受取利息	8	11
補助金収入	-	13,596
助成金収入	334	200
受取保険料	300	-
物品売却益	657	82
その他	316	678
営業外収益合計	1,617	14,567
営業外費用		
支払利息	183	661
売上割引	174	216
株式公開費用	12,300	-
その他	68	154
営業外費用合計	12,726	1,032
経常利益	11,823	156,421
特別損失		
固定資産除却損	146	4,443
特別損失合計	146	4,443
税引前当期純利益	11,677	151,977
法人税、住民税及び事業税	7,929	76,767
法人税等調整額	4,288	26,089
法人税等合計	3,640	50,678
当期純利益	8,036	101,299

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	370,713	65.3	443,500	63.4
外注費		51,932	9.2	72,112	10.3
経費		144,411	25.5	184,021	26.3
当期総製造費用		567,057	100.0	699,635	100.0
期首仕掛品たな卸高		14,963		786	
合計		582,020		700,422	
期末仕掛品たな卸高		786		6,680	
他勘定振替高	2	119,495		120,025	
当期製品製造原価		461,738		573,716	
ソフトウェア償却費		58,004		57,052	
製品保証引当金繰入額		5,993		7,087	
受注損失引当金繰入額		2,219		2,219	
当期売上原価		515,969		635,637	

(注) 1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度(千円) (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
通信費	37,876	78,310
システム利用料	20,317	23,802
地代家賃	37,179	32,982
減価償却費	9,761	26,116

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度(千円) (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
ソフトウェア仮勘定	107,466	105,676
研究開発費	12,028	14,348

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	405,096	365,526	365,526	525,459	525,459	99	1,295,983	12,751	1,308,735
当期変動額									
新株の発行	8,714	8,714	8,714				17,428		17,428
当期純利益				8,036	8,036		8,036		8,036
自己株式の取得						63	63		63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								4,828	4,828
当期変動額合計	8,714	8,714	8,714	8,036	8,036	63	25,402	4,828	20,573
当期末残高	413,811	374,241	374,241	533,495	533,495	162	1,321,385	7,922	1,329,308

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	413,811	374,241	374,241	533,495	533,495	162	1,321,385	7,922	1,329,308
当期変動額									
新株の発行	6,952	6,952	6,952				13,905		13,905
当期純利益				101,299	101,299		101,299		101,299
自己株式の取得						70	70		70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								3,785	3,785
当期変動額合計	6,952	6,952	6,952	101,299	101,299	70	115,133	3,785	111,348
当期末残高	420,763	381,193	381,193	634,795	634,795	233	1,436,519	4,137	1,440,657

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	11,677	151,977
減価償却費	70,456	84,926
受取利息及び受取配当金	8	11
支払利息	183	661
売上債権の増減額(は増加)	229,733	68,894
たな卸資産の増減額(は増加)	14,176	5,893
仕入債務の増減額(は減少)	64	1,794
製品保証引当金の増減額(は減少)	5,993	7,087
退職給付引当金の増減額(は減少)	264	264
受注損失引当金の増減額(は減少)	2,219	2,219
固定資産除却損	146	4,443
株式公開費用	12,300	-
前受金の増減額(は減少)	16,377	7,660
未払金の増減額(は減少)	27,988	76,008
未払消費税等の増減額(は減少)	8,642	21,098
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	5,897	4,957
預り金の増減額(は減少)	4,247	4,413
その他	3,518	1,451
小計	357,279	427,516
利息及び配当金の受取額	8	11
利息の支払額	183	661
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	132,283	37,928
営業活動によるキャッシュ・フロー	224,821	464,795
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	27,516	373
無形固定資産の取得による支出	108,086	105,676
差入保証金の差入による支出	66	-
差入保証金の回収による収入	-	13,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	135,669	92,369
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	-
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	8,693	34,200
株式公開費用による支出	12,300	-
自己株式の取得による支出	63	70
新株予約権の行使による株式の発行による収入	12,600	10,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	191,543	24,150
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	280,695	348,274
現金及び現金同等物の期首残高	796,570	1,077,266
現金及び現金同等物の期末残高	1,077,266	1,425,541

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却方法と見込販売期間(3年)の均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

なお、当事業年度においては、賞与支給見込額がないため、賞与引当金を計上しておりません。

(3) 製品保証引当金

製品の販売後、無償で補修する費用の支出に備えるため、過去の瑕疵補修費用の売上高に対する実績率及び個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、該当する受注案件がないため、受注損失引当金を計上しておりません。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェア導入支援の請負契約に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

その他の契約

工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 無形固定資産(ソフトウェア)の減損

当事業年度の財務諸表に計上した金額

無形固定資産	193,862千円
(うちソフトウェア)	171,286千円)

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、減損の判定にあたっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により行っております。これらの資産グループに関する減損の兆候を把握するため、資産グループの営業損益の悪化、資産グループの使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化等について検討を行っております。

減損の兆候を把握した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、中期経営計画等を基礎としています。

ソフトウェアの大半は、前事業年度から開始したクラウドサービスを提供するために自社で開発したものであり、クラウド事業の資産としてグルーピングしています。当事業年度は、クラウド事業を立ち上げて間もなく、収益構造が確立されていない中でソフトウェアから生じる多額の減価償却費の計上により、当該資産グループの営業損益が前期から継続してマイナスとなったことにより、クラウド事業の資産グループについて減損の兆候を把握しました。当該資産グループについて減損の認識の判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の計上は不要と判断しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴うことから、事業計画どおりに推移しなかった場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金

当事業年度の財務諸表に計上した金額

受注損失引当金	- 千円
---------	------

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

未完了の導入支援サービスに係る将来の損失に備えるため、当期末における案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、損失の発生が見込まれる案件はなかったため、受注損失引当金を計上しておりません。

当社の導入支援サービスは、目標とする導入効果をユーザーと合意した上で導入支援プロジェクトの完了条件を決め、想定される難易度及び工数に基づいて総原価見積りを作成し、適正な利益率を確保した上でプロジェクトを受注しておりますが、想定以上に導入効果が出ない場合や、ユーザーとプロジェクトの完了条件に認識違いが発生した場合等、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により、当初の見積りから工数が大幅に増加する可能性があります。当初の見積りから工数が大幅に増加した場合は、翌事業年度の財務諸表において、受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「受取手数料」、「保険配当金」及び「保険事務手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取手数料」72千円、「保険配当金」92千円、「保険事務手数料」70千円、「その他」80千円は、「その他」316千円として組み替えております。

前事業年度において独立掲記していた「営業外費用」の「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「為替差損」68千円は、「営業外費用」の「その他」68千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当事業年度において、当社東京営業所を設置する賃借ビルの建替計画が決定したため、退去後利用見込のない固定資産について、耐用年数を退去予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が568千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による会計上の見積り)

当社は、財務諸表作成時点までに入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損の会計上の見積りにおいて新型コロナウイルス感染症による重要な影響はないものとして当事業年度の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 損失が見込まれる請負契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
仕掛品に係るもの	466千円	- 千円
計	466	-

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	950,000千円	950,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	850,000	850,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28.6%、当事業年度28.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71.4%、当事業年度71.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	74,958千円	85,860千円
給料及び手当	109,793	100,223
減価償却費	2,690	1,756

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	12,027千円	14,348千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,030,000	77,000	-	6,107,000
合計	6,030,000	77,000	-	6,107,000
自己株式				
普通株式(注)2	45	35	-	80
合計	45	35	-	80

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加77,000株は、新株予約権の権利行使による増加77,000株であります。

(注)2. 普通株式の自己株式の株式数の増加35株は、単元未満株式の買取りによる増加35株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,938
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	10
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,971
合計	-	-	-	-	-	-	7,922

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,107,000	66,000	-	6,173,000
合計	6,107,000	66,000	-	6,173,000
自己株式				
普通株式(注)2	80	43	-	123
合計	80	43	-	123

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加66,000株は、新株予約権の権利行使による増加66,000株であります。

(注)2. 普通株式の自己株式の株式数の増加43株は、単元未満株式の買取りによる増加43株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,232
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	7
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	896
合計		-	-	-	-	-	4,137

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	1,077,266千円	1,425,541千円
現金及び現金同等物	1,077,266	1,425,541

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内	30,552千円	38,945千円
1年超	6,441千円	46,046千円
合計	36,993千円	84,992千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものです。変動金利の借入金については、金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,077,266	1,077,266	-
(2) 売掛金	256,508	256,508	-
資産計	1,333,775	1,333,775	-
(1) 買掛金	7,915	7,915	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払金	69,565	69,565	-
(4) 未払法人税等	2,238	2,238	-
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	97,150	97,150	0
負債計	276,870	276,870	0

当事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,425,541	1,425,541	-
(2) 売掛金	187,614	187,614	-
資産計	1,613,155	1,613,155	-
(1) 買掛金	9,710	9,710	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払金	145,574	145,574	-
(4) 未払法人税等	80,655	80,655	-
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	62,950	62,950	-
負債計	398,890	398,890	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
差入保証金	53,962	40,281

「投資その他の資産」の「その他」に含まれる差入保証金は、本社事務所等の賃貸借契約に伴うもので、市場価格がなく、返還時期の見積りが困難であるため、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,077,266	-	-	-
売掛金	256,508	-	-	-
合計	1,333,775	-	-	-

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,425,541	-	-	-
売掛金	187,614	-	-	-
合計	1,613,155	-	-	-

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	34,200	34,200	28,750	-	-	-
合計	34,200	34,200	28,750	-	-	-

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	34,200	28,750	-	-	-	-
合計	34,200	28,750	-	-	-	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度を採用しておりますが、一部の従業員については、退職金規程に基づく退職一時金制度(非積立型制度であります。)を採用しております。

なお、当社が有する退職金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	3,307千円	3,571千円
退職給付費用	264	264
退職給付引当金の期末残高	3,571	3,835

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,571千円	3,835千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,571	3,835
退職給付引当金	3,571	3,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,571	3,835

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 264千円 当事業年度 264千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度9,667千円、当事業年度9,969千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 監査役1名 顧問1名	従業員34名	取締役2名 監査役2名 顧問4名	従業員48名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 40,000株	普通株式 185,000株	普通株式 44,000株	普通株式 102,000株
付与日	2016年7月1日	2016年4月1日	2017年5月1日	2017年5月1日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4	(注)3
対象勤務期間	定めはありません	自 2016年4月1日 至 2018年3月31日	定めはありません	自 2017年5月1日 至 2019年3月27日
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2026年6月30日	自 2018年4月1日 至 2026年3月18日	自 2017年5月1日 至 2027年4月30日	自 2019年3月28日 至 2027年3月27日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2018年4月1日付で普通株式1株につき200株、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使条件は次のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

2016年12月期乃至2018年12月期の期間中、いずれかの期の営業利益(監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に基づくものとする。)が100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 権利行使条件は次のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 権利行使条件は次のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

2017年12月期乃至2019年12月期の3期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が250百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	24,000	79,000	34,000	22,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	8,000	36,000	10,000	12,000
失効	-	-	-	-
未行使残	16,000	43,000	24,000	10,000

(注) 2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	130	130	200	200
行使時平均株価 (円)	1,785	1,726	1,435	1,435
付与日における公正な評価単価 (円)	1株につき10銭	1株につき75円17銭	1株につき30銭	1株につき89円61銭

(注) 2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第1回新株予約権及び第3回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した事業年度の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
製品保証引当金	3,746千円	5,914千円
仕掛品評価損	142	-
受注損失引当金	678	-
未払事業税	531	4,916
未払金	14,142	31,911
その他	3,796	5,680
繰延税金資産小計	23,038	48,422
評価性引当額	1,832	1,832
繰延税金資産合計	21,205	46,589
繰延税金負債		
未収還付事業税	705	-
繰延税金負債合計	705	-
繰延税金資産の純額	20,500	46,589

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.3
住民税均等割		0.6
留保金課税		8.3
試験研究費等特別控除		7.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.3

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社日本アクセス	230,344	sinops事業

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社日本アクセス	197,789	sinops事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	216.38円	232.71円
1株当たり当期純利益	1.32円	16.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1.29円	16.20円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	8,036	101,299
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	8,036	101,299
普通株式の期中平均株式数(株)	6,073,666	6,147,428
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	177,338	106,665
(うち新株予約権(株))	(177,338)	(106,665)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

自己株式の取得を行う理由	経営環境の変化に対応した資本政策を遂行するため。
取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	90,000株(上限)
株式の取得価額の総額	90,000千円(上限)
取得する期間	2022年2月15日から2022年8月15日まで
取得方法	市場買付

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円) 資産の売却	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	37,148	373	3,760	33,762	10,867	2,268	22,894
船舶	5,460	-	-	5,460	5,459	-	0
工具、器具及び備品	71,163	-	42,189	28,974	23,631	4,628	5,342
有形固定資産計	113,772	373	45,949	68,196	39,958	6,896	28,237
無形固定資産							
ソフトウェア	259,065	118,464	-	377,529	206,242	78,029	171,286
ソフトウェア仮勘定	36,904	105,754	120,269	22,389	-	-	22,389
その他	286	-	100	186	-	-	186
無形固定資産計	296,257	224,218	120,369	400,105	206,242	78,029	193,862

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 36,203千円 販売用ソフトウェアのリリースによるものです。
77,826千円 CLOUDソフトウェアのリリースによるものです。
ソフトウェア仮勘定 23,647千円 販売用ソフトウェア開発によるものです。
77,669千円 CLOUDソフトウェア開発によるものです。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 3,760千円 本社のレイアウト変更工事によるものです。
工具器具備品 39,600千円 サーバーの除却によるものです。
ソフトウェア仮勘定 36,203千円 販売用ソフトウェアへの振替によるものです。
77,900千円 CLOUDソフトウェアへの振替によるものです。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	0.50	-
1年以内に返済予定の長期借入金	34,200	34,200	0.21	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	62,950	28,750	0.21	2023年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	197,150	162,950	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	28,750	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
製品保証引当金	12,252	19,339	8,195	4,056	19,339
受注損失引当金	2,219	-	2,219	-	-

(注) 製品保証引当金及び受注損失引当金の「当期減少額(その他)」は使用実績との差額の取崩であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1
預金	
普通預金	1,425,539
小計	1,425,539
合計	1,425,541

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社日本アクセス	32,428
山陽イシダ株式会社	31,863
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	10,466
四国イシダ株式会社	9,542
東芝テック株式会社	7,777
その他	95,536
合計	187,614

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
256,508	1,179,396	1,248,291	187,614	86.9	68.72

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
システム導入支援	6,680
合計	6,680

流動負債
イ．買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
CLINKS株式会社	5,165
株式会社ドラプロ	2,219
株式会社日立システムズ	1,611
株式会社システムハウス関西	343
日本総合システム株式会社	209
その他	161
合計	9,710

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
給与・賞与	95,484
社会保険料	23,302
三井住友カード株式会社	15,635
有限会社浅川MC	1,500
株式会社オプテージ	1,240
その他	8,410
合計	145,574

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	204,152	445,102	767,904	1,201,955
税引前四半期(当期)純利益 又は税引前四半期純損失 ()(千円)	27,605	42,677	37,225	151,977
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失()(千円)	19,575	30,327	24,247	101,299
1株当たり四半期(当期)純 利益又は1株当たり四半期純 損失()(円)	3.21	4.95	3.95	16.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	3.21	1.75	8.85	12.48

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.sinops.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第34期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月29日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2021年3月29日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第35期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月13日近畿財務局長に提出
（第35期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月10日近畿財務局長に提出
（第35期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
2021年3月30日近畿財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書
2021年10月1日近畿財務局長に提出
- (6) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2022年2月15日 至 2022年2月28日）2022年3月7日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制報告書

2022年3月28日

株式会社シノプス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承煥

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 充規

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シノプスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シノプスの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受注損失引当金の計上	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）「（２）受注損失引当金」に記載されているとおり、未完了の導入支援サービスに係る将来の損失に備えるため、当期末における案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上している。なお、当事業年度末においては、損失の発生が見込まれる案件はなかったため、受注損失引当金を計上していない。</p> <p>会社の導入支援サービスは、目標とする導入効果をユーザーと合意したうえで導入支援プロジェクトの完了条件を決め、想定される難易度及び工数に基づいて総原価見積りを作成し、適正な利益率を確保したうえでプロジェクトを受注しているが、想定以上に導入効果が出ない場合や、ユーザーとプロジェクトの完了条件に認識違いが発生した場合等、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により工数が大幅に増加する場合がある。</p> <p>会社は、ユーザーの実データをもとにした効果シミュレーション、自動発注対象範囲及び遵守すべき運用ルール等を取り決めたうえで導入効果の目標値の設定を行うとともに、完了条件の認識合わせ・要員管理・進捗管理・予算管理等のプロジェクト管理を行っているが、導入支援サービスには、その効果の発現等に不確実性があることから、当監査法人は受注損失引当金の算定の基礎となる受注案件の総原価見積りを、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社が実施した受注案件の総原価見積りの妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>１．内部統制の評価 総原価見積りプロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たって、特に以下の点に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注案件ごとの総原価見積りの作成、承認に関する統制 ・ 総原価見積りの見直しに関する統制 <p>２．総原価見積りの合理性の評価 総原価見積りの合理性を評価するために、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期末仕掛中の受注案件の総原価見積りと当期の実際発生額の比較を行い、会社の見積りの不確実性を評価した。 ・ トラブルや作業スケジュール変更の有無について導入支援部門責任者に質問を実施した。 ・ 会社が見積もった期末日以降の原価と実績に基づき監査人が設定した見積原価との比較を行った。

クラウド事業に係る無形固定資産(ソフトウェア)の減損の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）「（１）固定資産の減損」に記載のとおり、当事業年度末において無形固定資産としてソフトウェアを171,286千円計上している。</p> <p>このソフトウェアの大半は、前事業年度から開始したクラウドサービスを提供するために自社で開発したものであり、クラウド事業の資産としてグルーピングされる。当事業年度は、クラウド事業を立ち上げて間もなく、収益構造が確立されていない中でソフトウェアから生じる多額の減価償却費の計上により、当該資産グループの営業損益は前期から継続してマイナスとなっている。会社は、当該資産グループについて減損の兆候を把握しているが、減損損失の認識の要否を判定した結果、減損損失の計上は不要と判断した。</p> <p>減損損失の認識の判定は、クラウド事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較によって行われるが、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、同事業の成長性予測等、経営者による主観的な判断が伴うため、見積りの不確実性が高い領域である。以上から、当監査法人は、クラウド事業に係る無形固定資産(ソフトウェア)の減損損失の認識を、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社が実施した無形固定資産の減損損失の認識の判定の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>１．内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>２．割引前将来キャッシュ・フローの妥当性の評価 経営者が見積った無形固定資産(ソフトウェア)の割引前将来キャッシュ・フローについて、見積りの方法とその基礎データについて検討した。見積りの方法とその基礎データに関する当監査法人の監査手続には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の当事業年度の損益予算と当事業年度の損益実績とを比較し、予算と実績に重要な乖離が生じている場合には、乖離の理由を把握・検討して、予算の見積りの不確実性を評価した。 ・ クラウド事業の成長予測等、見直しについて経営者等に質問した。 ・ 予算及び事業計画に基づき経営者が見積ったクラウド事業の割引前将来キャッシュ・フローの実現可能性について、売上高や売上総利益率等の主要な指標ごとに検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シノプスの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シノプスが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。